

[事案 21-72] 高度障害保険金請求

・平成 22 年 4 月 15 日 和解成立

< 事案の概要 >

団体信用生命保険へ加入前に発病していたが、告知事項に該当せず、また、十分な説明も受けていないとして、高度障害保険金の支払いを求め申立てがあったもの。

(注) 本事案は、事案 21-70、21-71 と、同一の申立人からの同一支払事由(高度障害)に関する高度障害保険金支払請求であり、同時に審理が進められた。

< 申立人の主張 >

平成 8 年 12 月、平成 13 年 6 月に各貸付けを受ける際に、団体信用生命保険に加入し、申立契約の被保険者となった。

平成 19 年 11 月頃、昭和 59 年から発症していた両網膜色素変性症により両眼視力を喪失(失明)し、高度障害保険金を請求したところ、加入前発病のため不支払いとなった。しかし、加入時点において制度に関する説明を受けておらず、視力障害に関する記載が告知欄になかったこと等から、不支払決定には納得できないので、高度障害保険金を支払ってほしい。

< 保険会社の主張 >

申立契約は、平成 9 年 2 月および平成 14 年 8 月加入であり、加入以前から発病していた病気を原因とする障害と判断されるため、高度障害保険金の支払対象とはならない。

ただし、下記の事情を勘案し、和解案を提案したい

- (1) 申立人と団体(契約者兼保険金受取人)との間の、加入時における具体的やりとりについて当社は把握していない。
- (2) 加入パンフレットには、加入前発病不担保についての記載が無かった。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立人からの裁定申立てを受け、保険会社に対し答弁を求めたところ、上記のとおり保険会社から和解案が提示された。当審査会としても、同和解案は妥当な案であると思料し、生命保険相談所規程第 41 条 1 項にもとづき、裁定書による和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ同意が得られたので、和解契約書の締結をもって円満に解決した。